

# ○熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規程

(昭和 32 年 12 月 3 日告示第 671 号)

[沿革] 昭和 35 年 8 月 11 日告示第 489 号改正

平成 5 年 4 月 5 日 告示第 320 号改正

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規程を次のように定める。

## 熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則（昭和 32 年熊本県規則第 51 号。以下「規則」という。）第 1 1 条の規定に基き、県有林立木等売払代金の延納に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(延納の手續)

第 2 条 延納の特約をしようとする者は、落札の通知を受けた日から 5 日以内に延納願（別記第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 延納の特約をした者（規則第 4 条第 1 項但書の規定により延納担保の提供を免除された者を除く。）は、指定期限までに延納担保及び延納担保提供書（別記第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

(延納担保の提供期限)

第 3 条 指定期限は、落札の通知を受けた日から起算して 14 日を経過した日とする。

(延納担保の提供免除)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項但書の規定により延納担保の提供を免除することができる者は、左の各号に掲げる者とする。

(1) 地方公共団体

(2) 法令による公団

(延納担保の受理)

第 5 条 県は、延納担保の提供があったときは、延納担保受領証（別記第 3 号様式）を交付するものとする。

(代金一部納入)

第 6 条 県は、買受人が買受代金の一部を延納期間内に納付したときは、その金額に相当する延納担保を還付することができる。

(代金完納の場合)

第 7 条 県は、買受人が買受代金（延納利息及び違約金を含む。）を完納したときは、買受人から延納担保受領証を返還させ、延納担保を買受人に返還するものとする。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 9 月 22 日から施行する。